

**小児慢性特定疾病等医療助成
システムの更新に係る仕様書**

令和4年8月26日

奈良市保健所保健予防課

1. 対象業務

業務名： 社会保障・番号制度対応の小児慢性特定疾病等医療助成システム（以下「本システム」という。）の更新業務。

契約期間： 令和5年3月1日～令和10年2月28日まで（長期継続契約による賃貸借契約）

業務内容： 現在、社会保障・番号制度対応のシステムとして、富士通Japan製の指定難病情報システムを利用している。新たに奈良市仮想環境上に、仮想化サーバを構築し、現在使用しているシステムと同等以上の機能を有し、かつ、厚生労働省が実施している指定難病及び小児慢性データベースのシステム更改（以下「オンライン化事業」という）に対応したシステムを導入し、かつ、当該システム保守を行う。

また、職員等への操作研修及び既存システムからのデータ移行を実施する。

2. システム導入の目的

2.1 システム導入の背景と目的

「小児慢性特定疾病医療助成事業」・「指定難病及び特定疾患治療研究事業」について、「児童福祉法の一部を改正する法律」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日より施行され、疾患数が大幅に増えたことから本システムを導入することとなった。本システムを利用してから、5年以上が経過し、制度改正や外部環境の変更に伴う更新を行い、医療費助成事務の効率化を図る。

2.2 システム更新の基本方針

以下の項目についてを本システム導入に含める。

- ア. 本システム更新・構築スケジュールの策定及び仕様打合せの実施
- イ. 本システムの構築及び移行
- ウ. 旧システムからのデータ移行
- エ. 本システムの操作研修
- オ. 本システムの保守

3. 業務の概要

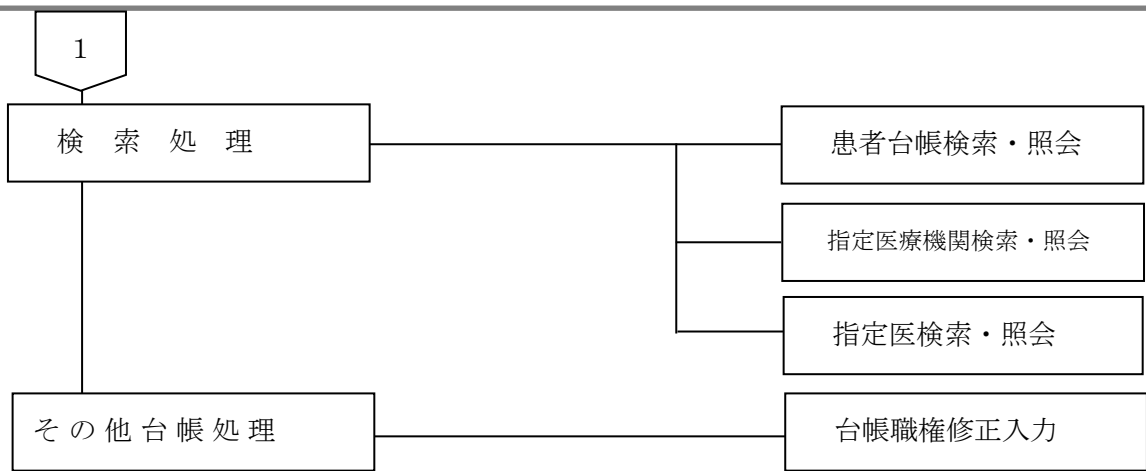
「小児慢性特定疾病医療助成事業」・「指定難病医療助成及び特定疾患治療研究事業」の各制度に対応した、患者登録、保険者照会、内容変更、印刷・統計、検索、台帳管理、医療費集計、療養費処理、権限管理等の処理ができるWebアプリケーション型のシステムであること。また、「指定難病医療助成及び特定疾患治療研究事業」については、奈良県とデータの連携がとれ、今後、国より新制度の詳細が示された場合には、県と協議のうえ、これに対応すること。

4. 機能体系

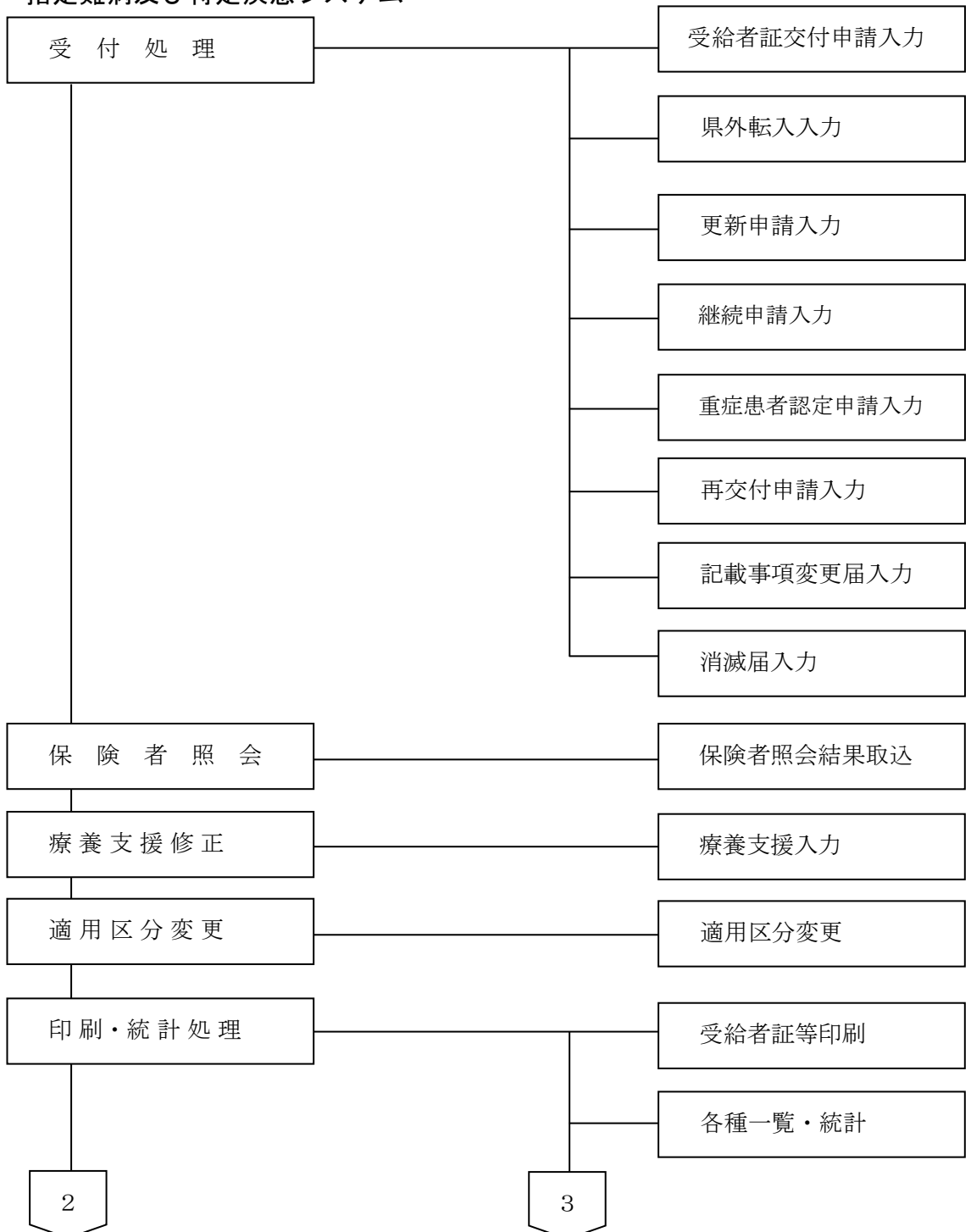
本システムは以下に示す機能体系を対象にシステム化を行う。

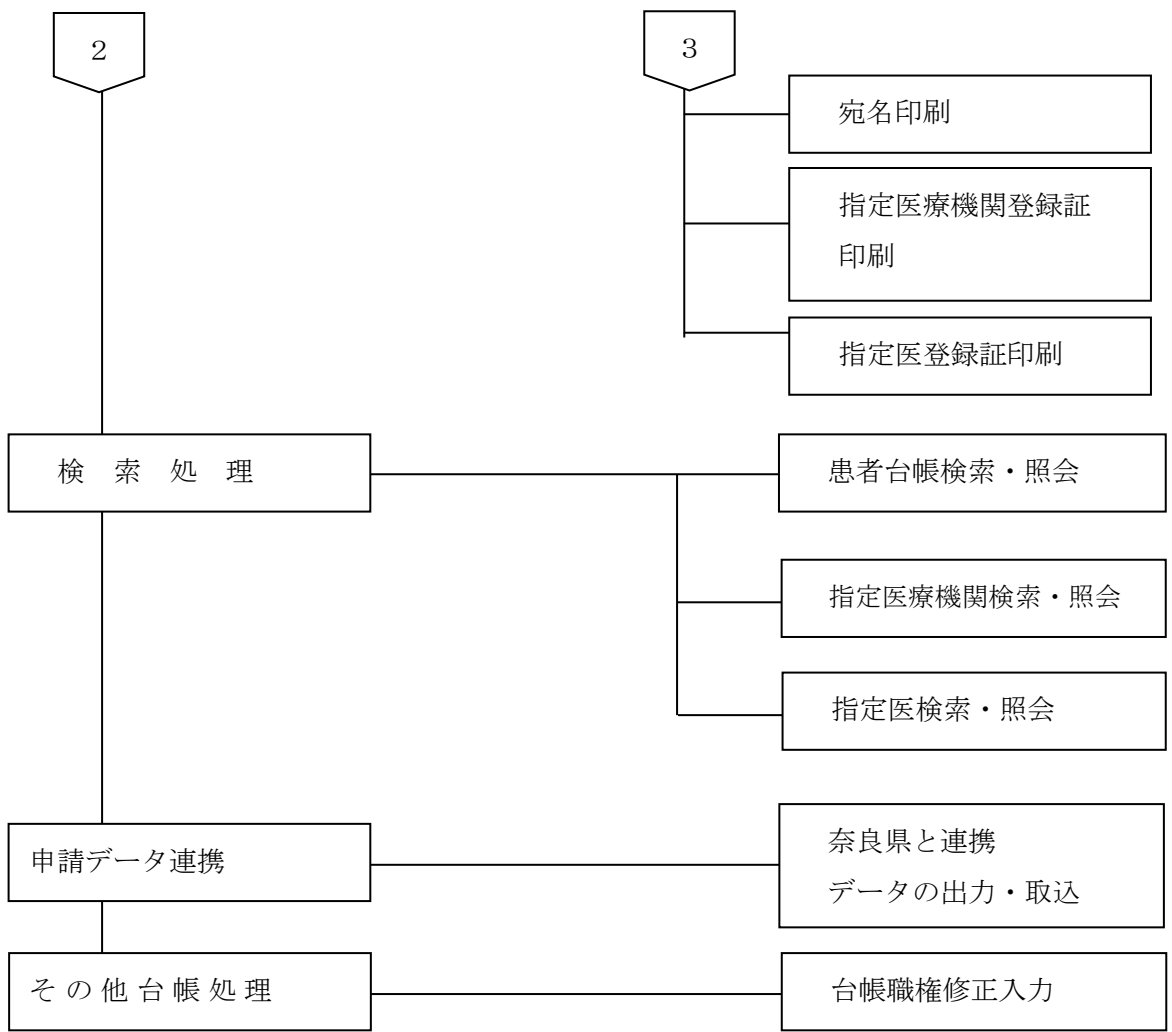
4.1 小児慢性特定疾病システム



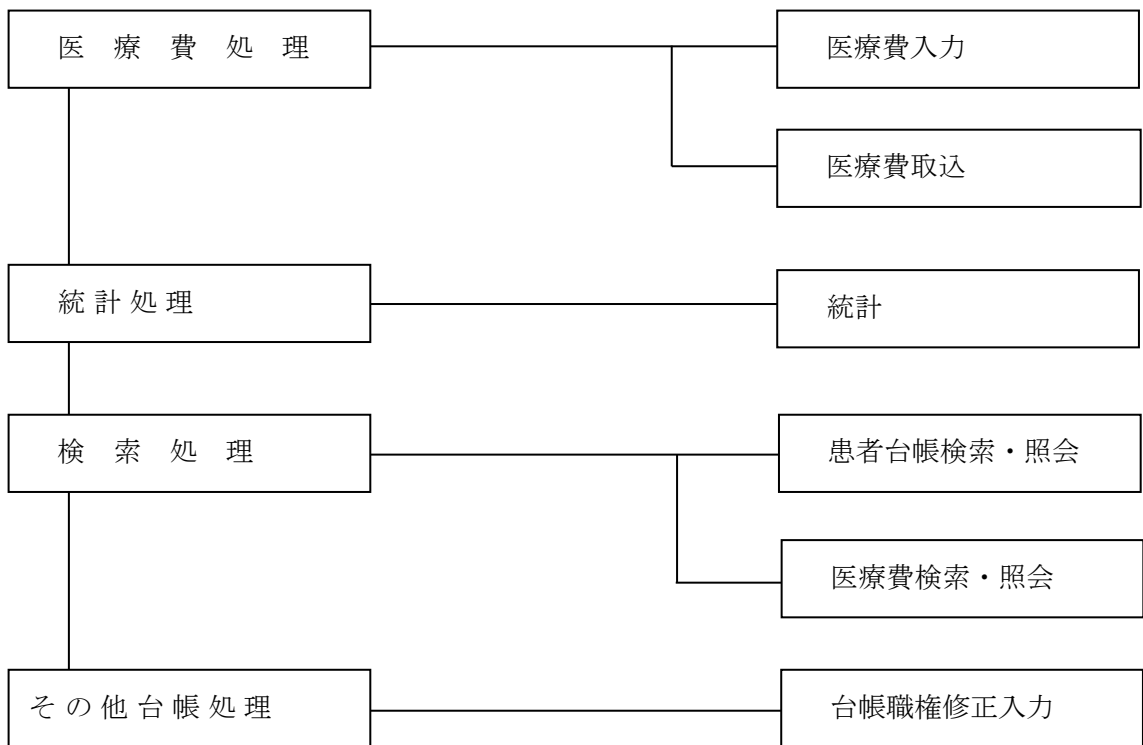


4.1.2 指定難病及び特定疾患システム





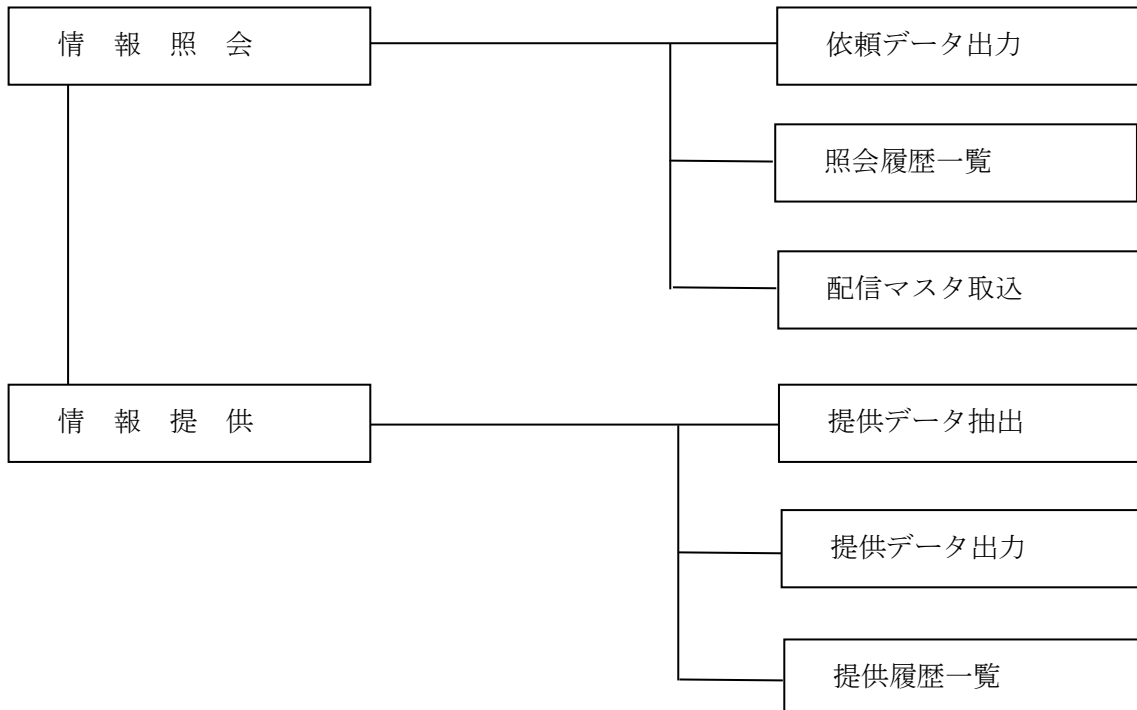
4.1.3 医療費



4.3.4 療養費



4.3.5 情報連携



5. 事業範囲

本システムの事業範囲は、本仕様書を満たすパッケージシステムを利用した新システムの導入および既存システムからのデータ移行作業、職員への操作研修実施、運用保守とする。新システム導入に関する留意事項を以下に記載する。

5-1 システム導入業務について

- ア システムの導入に必要な設計から各種テスト・本番稼働までのすべての工程及び作業をシステム導入業務の範囲とする。
- イ システムの導入にあたり、業務を確実に円滑に遂行するための実施体制を提示すること。
- ウ 本システムに求める業務要件は本仕様書に示すとおりである。
令和5年2月頃 システム仮稼働
令和5年3月1日 システム本稼働
導入過程の経過、進捗情報を定期的に書面にて市に報告すること。

5-2 本システムの環境について

本システムの環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託事業者の負担と責任において確保すること。

5-3 データ移行について

- ア システムへのデータ移行にかかる設計、開発、データ変換・精査・確認等の実施作業を付帯作業の範囲とする。
- イ 本システム稼働に必要な各種マスタ等への初期データセットアップに関するデータ作成及び設定等の実施作業を付帯作業の範囲とする。
- ウ 既存システムデータ抽出は市にて実施し提供する。データの提供方法、提供回数は別途、市と協議すること。

5-4 操作マニュアルについて

- ア 職員用の端末操作マニュアルの作成
システムを利用する職員用の端末操作マニュアルを作成すること。
- イ システム管理者向け運用マニュアルの作成
システム管理者を対象とした本システムの管理マニュアルを作成すること。利用者の登録方法や、マスタをはじめとする各種定義情報の管理方法などについても記述すること。
- ウ クライアント端末の入替を想定して、システムを利用するためのセットアップ手順書を作成すること。

5-5 導入時操作研修について

- ア 導入に際し職員向けに業務の流れに沿って、各機能単位に操作の手順、入力方法等について説明を実施すること。説明に必要な研修教材については、参加人数分の印刷を行い準備すること。
- イ 操作研修の実施方法（時期、回数、参加人数、実施場所等）については別途市との協議によること。なお、研修を行う際の端末は市にて準備する。

5-6 運用テストについて

- ア 運用テストシナリオ案を作成し提出すること。
- イ 運用テストシナリオ案をもとに本市が運用テストシナリオを作成する。受託者は作成の支援を行うこと。
- ウ 運用テストは本市が実施することとし、受託者はテスト実施の支援を行うこと。

5-7 導入時の納品成果物について

本業務の納品成果物は以下のとおり。

ア 納品成果物

- ・業務計画書
- ・移行計画書
- ・研修計画書
- ・総合テスト結果一式
- ・職員向けシステム操作マニュアル一式
- ・移行結果報告書
- ・システム実行モジュール一式
- ・ソフトウェアライセンス証書一式

イ 納入形式

電子媒体1部

ウ 納入期限

本稼働開始日までに納入するものとする。ただし、利用者操作マニュアル等、仮稼働時に必要となるものについては、別途県と協議の上、決定する

6. システム機能について

本システムの機能について、別添資料①「機能仕様書」で示す。

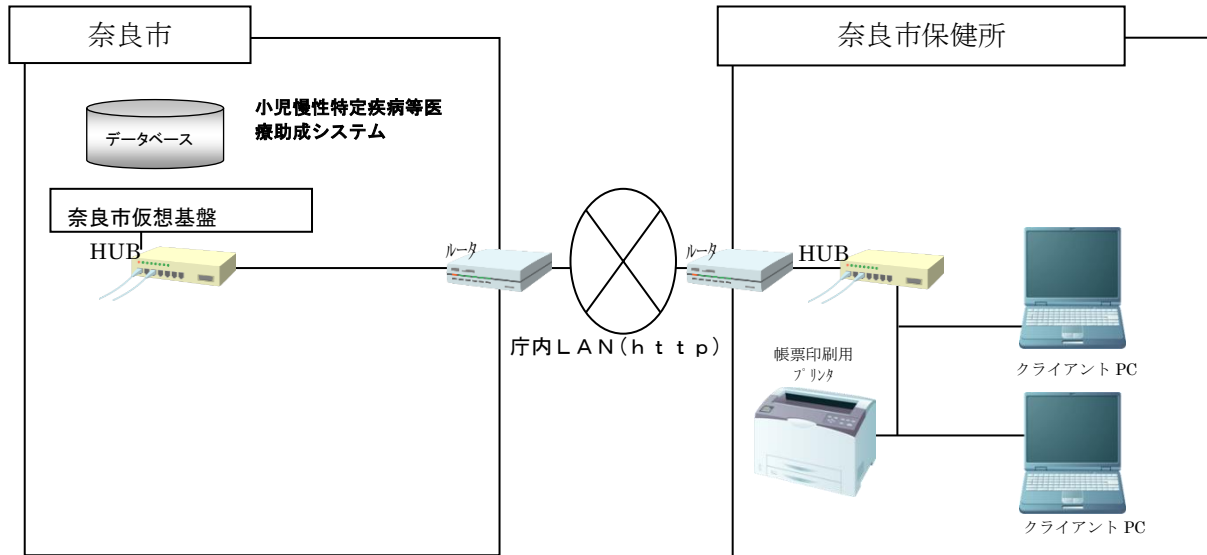
7. 主要データ一覧

本システムの入力項目を、別添資料②「主要データ一覧」に示す。

8. システム基盤

8.1 システム全体構成

【小児慢性特定疾病等医療助成システム全体構成図】



8.2 仮想基盤、クライアントに関する要件

本市が運用する統合基盤上の仮想サーバに、本システムが稼働する環境を構築し、運用に必要なデータを移行すること。

① 仮想サーバについて

ア 本市が用意する仮想サーバのスペックは以下のとおりとする。

- ✓ 仮想サーバの OS Windows Server 2019 Standard
- ✓ CPU コア数 4 コア
- ✓ メモリ 12GB
- ✓ HDD 300GB

なお、仮想サーバ OS・ウイルス対策ソフトのライセンス及び、インストール媒体は、本市より提供を行う。

契約期間中に、統合基盤を更新・入替予定であり、新基盤への移行（V2V での移行を想定）は統合基盤業者にて行う。新基盤移行後のシステム動作確認等は受託者にて行うこと。

イ 以下のとおり必要な設定を行うこと。

- ✓ サーバ OS のインストール
- ✓ ウィルス対策ソフトのインストール
- ✓ 仮想サーバの IP アドレス設定
- ✓ WSUS、NTP、DNS 等各種サーバへの接続設定
- ✓ 必要なミドルウェア・ソフトウェアのインストール、セットアップ
- ✓ システム動作の各種設定

なお、有償ソフトウェアに係る費用については本業務に含めることとし受託者で調達すること。

② クライアント環境について

本システムにアクセスしうるクライアント端末環境を以下に示す。本クライアント環境において、システムの動作が遅延なく快適に行えること。

- ✓ CPU Intel® Core™ i3-4100M Processor 同等以上
- ✓ メモリ 8GB 以上
- ✓ OS Microsoft Windows 10 Professional
- ✓ ブラウザ InternetExplorer8/9/10/11 MicrosoftEdge (※)
- ✓ AdobeReader Adobe Acrobat Reader DC
- ✓ その他 Office ProPlus 2016 32bit/2019 32bit/2021 64bit

※奈良市の標準ブラウザはMicrosoft Edgeを採用している。Microsoft Edgeに対応したシステムとすること。システム利用にMicrosoft EdgeのIE互換モードを使用する場合、端末設定に伴う支援を本業務の範囲内で実施すること。

9. セキュリティ要件

① 基本的な考え方

本システムの構築・運用に際しては、市が定めた「情報セキュリティポリシー」、
「個人情報保護条例」といった各種規定を遵守すること。

② セキュリティ要件

以下のような要件を満たしセキュリティに関する実装方式の実現を求める。

ア データ保護

- ・ 特定疾患システム内部には様々な個人情報が含まれているため、プライバシー保護の観点から、本番・保守・開発・研修環境に関わらず、データ保護対策については万全の措置を行うこと。
- ・ また、本システムでは、サーバ上にデータを保存・管理することを原則とし、クライアント側には、データを持たないようにすること。

イ 不正アクセス防止

- ・ 本システムで認証されたユーザID以外の不正ユーザによる本システムへのアクセスを禁止する対策を施すこと。
- ・ 業務アプリケーションとしては、上記で認証許可されたユーザIDに対し、本システム機能にて担当業務に応じた権限を設定し、業務権限に応じて操作可能な機能の制御を行うこと。
- ・ 離席等により長時間使用しない場合、タイムアウト機能を有すること。
- ・ パスワードは暗号化を行い登録すること。利用者によりパスワードの変更が可能であること。

ウ 各種ログ取得

-
- ・ 以下に示すアクセスログ（操作履歴）をサーバ上に取得を行う。アクセスログはログインID毎に取得を行う。また取得したログはエクセルにて参照可能な形式で保存し、不測の事態が発生した場合に操作履歴の追跡が可能なこと。
 - 本システムへのアクセス履歴
 - 使用画面履歴
 - データ操作履歴
 - データ出力履歴
 - 帳票出力指示履歴
- エ ウィルス対策
- ・ 万が一のウィルス侵入に備え、本システムのサーバに、ウィルスチェックソフトを搭載する。また、パターンファイルを自動的に適宜更新する設定を行う。
 - ・ OS や導入するソフトウェアについて、定期的にパターンファイル等の更新をおこなうこと。

10. 運用保守要件

ア 業務システム運用支援（問合せ対応）

- ・ 本システムに関する職員向け問合せ窓口は土日祝日をのぞき平日9：00～17：00とする。
- ・ システムおよびデータ不具合が発生した場合は不具合の修正対応をすること。
- ・ Q/A対応の履歴については台帳管理し職員と共有すること。また、導入当初には保守計画（年間スケジュール、体制図など）を作成し市の承認を得ること。

イ 運用管理

- ・ 年一回程度の定例会を実施し、維持管理報告として報告書を作成すること。
- ・ 制度改正や法改正をのぞく軽微なシステム仕様変更については、市と協議の上、保守範囲内にて対応すること。

ウ 障害対応

- ・ 障害が発生した場合は速やかに障害対処、完了報告を行うこと。
- ・ 障害対応の受付時間帯は土日祝日をのぞき平日9：00～17：00とすること。
- ・ 障害の作業対応時間は12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時とし、午前連絡については午後中復旧作業、午後連絡については翌日午前中復旧作業を原則とする。
- ・ 本システムの導入に関しては、市にて提供する共通基盤利用を想定しているため、障害時の切り分け手段については導入時に市と協議・合意の上取り決めること。

11. 著作権

本システムの著作権は当市に帰属するものとする。

但し、本システムの導入について、受託者の保有する業務パッケージソフトを使用する場合、著作権は受託者に帰属するものとする。

12. その他

- (ア) 本市が「データ移行結果報告書」を承認し、全ての成果物を受領することで検収とする。「データ移行結果報告書」の承認結果は、「データ移行結果報告書」の受領後 10 日以内に通知する。この期間内に通知がない場合は合格したものとみなす。
- (イ) 本仕様書に基づく全ての作業において、市が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (ウ) 情報セキュリティ実施手順書の作成支援を行うこと。
- (エ) 市が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、当該資料の複写および第三者への提供は行わないこと。
- (オ) 契約満了時に本市と協議の上、システム上のデータ保存及びデータの削除を行うこと。
- (カ) 次期システム調達時に必要となる移行用データを抽出できる機能を備えていること。また、必要に応じてデータレイアウトを提供すること。
- (キ) 業務内容に関する不明な事項については、全て市と協議すること。
- (ク) 本仕様書に含まれていない事項であっても、システム利用上必要である機能は業務範囲に含めること。